

建築物の省エネ改修サポート制度 簡易診断 受診申込書

簡易診断にあたって、診断者から特定の改修工事や製品の購入を働きかけるなどの勧誘行為や営利活動を行うことは一切ありません。

(受診される方からのご依頼やご相談があった場合は、別途ご対応可能です。)

ふりがな		ご年齢	<input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上 *いずれかの□に✓をつけてください。
お名前		住宅の種類	<input type="checkbox"/> 木造戸建 <input type="checkbox"/> その他の戸建 *簡易診断は木造戸建を主な対象とします。それ以外は参考としての診断となります。
ご住所	〒	TEL	FAX
E-mail			
診断する建物の所在地	*いずれかに✓をつけてください。 <input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> それ以外 (右記)		*ご住所と同じ場合は記載不要です。 〒
結果説明	*事前にお申し出をいただくことで、簡易診断後、その場で診断レポートを作成し、説明を受けられます。(診断に必要な情報の入力・計算等に若干お時間をいただきます (10分程度)) 当日に診断レポートの説明を希望する場合は、□に✓をつけてください。 <input type="checkbox"/> 当日に説明を希望する		
その他	*簡易診断を希望する日時や相談事項など、特段の要望がある場合は、本欄にご記入ください。		
診断方法	訪問診断：県に登録された省エネ改修アドバイザーが、簡易診断する建物を訪問します。 省エネ改修アドバイザーが無断で室内を見て回ることはございませんが、正確な状況把握のため、あらかじめお許しをいただいた上で、室内や天井裏、床下等の状況を確認します。 当日に診断結果をご説明する場合は、パソコン用の電源をお借りする場合がございます。また、当日に診断結果の印刷をご希望される場合は、プリンターをお借りする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。		
診断費用	簡易診断を行う費用は原則無料です。 ただし、遠方などお住まいの地域によっては、別途省エネ改修アドバイザーの交通費が発生する場合がございます。その場合は事前にご連絡させていただきますので、あらかじめご承知おきください。		
個人情報	簡易診断事業における個人情報の取り扱いについて 簡易診断に関わる業務で収集されるすべての個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法令を遵守し、簡易診断業務と受診された方への結果の説明業務、及び個人を特定できない匿名化措置を施した上で県の報告のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。		

【お問合せ・お申込先(県業務受託者)】
公益社団法人 長野県建築士会
 〒380-0872 長野市大字南長野字宮東426-1
 ☎026-235-0561 FAX026-232-2588
 ✉n-shikai@avis.ne.jp

受診申込書にご記入の上、左記までFAX、E-mail、
 郵送にてお送りください。
 (期限：令和5年3月24日(金)まで)
 ※期限以降は長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室で
 受け付けます。☎026-235-7022



建築物の省エネ改修サポート制度

無料で省エネ性能を診断します

住宅の省エネ改修をサポートするため、長野県が認定した事業者に所属する、省エネ等に関して一定の技術※を習得した建築士などが、簡易に調査・診断して、省エネ性能や改修の提案を含めた説明を行います。



■診断レポートのイメージ

省エネ性能を5段階ランクと年間冷暖房費で表示

簡易診断で何がわかるの？

総合判定

この建物のエネルギー性能…
 概算 Ua値 **1.5** W/m²・K相当
 ※建物の表面から逃げる熱の量を表し、低いほど熱が逃げにくく高断熱を意味します。

性能の判定…
C ランク

この建物は、現行の省エネルギー基準を大幅に下回っております。断熱性を高める改修工事を強くお勧めします。

※判定ランクの説明は以下をご覧ください。

物件情報

住所	長野市大字南長野字宮東31-1
建築年	1998年築
建築方式	木造2階建
延床面積	201 m ²
断熱(壁)	GW10K_30mm
断熱(天井)	GW10K_50mm
断熱(床)	GW10K_30mm
窓仕様	アルミ製-シングル単板-無し
空調	エアコン

この建物の燃費性能

判定ランク(5段階)の目安

- SS 十分に断熱性能が高い
- S 断熱性能が高い
- A ほぼ省エネルギー基準と同等
- B 断熱性能がやや不足している
- C 断熱性能が不足している

年間の冷暖房費用の目安 (万円)

この建物から逃げる熱

この建物は…
 ①窓・ドア ②外壁 ③床 の順に熱が多く逃げています。
 ※なお、床や天井に「気流止め」が無い場合、大幅に断熱性能が低くなる可能性がありますのでご注意ください。

●省エネルギー基準って？
 省エネルギー基準とは、新築の建築物に対して今後段階的に適合の義務化が計画されている最低限度の基準のことです

断熱改修の目安

窓の改修 概算50~400万円

窓と天井の改修 概算100~500万円

全体の改修 概算350~1400万円

断熱改修後の年間冷暖房費用の目安 (万円)

断熱改修後の年間冷暖房費用の目安…省エネルギー基準相当の年間冷暖房費用

断熱改修をすると、冷暖房費の削減のほかにも、快適な暮らしや、病気になりにくいなど、エネルギー以外の様々な利点があります。

※本診断は、長野県が実施する「建築物の省エネ改修サポート制度」に基づく建築物の省エネ性能簡易診断ツールを使用して作成されています。簡易的な診断のため、Ua値、光熱費等を保証するものではありません。正式な診断、改修のご提案を希望の方は、株式会社長野県 担当: 長野太郎 までお問い合わせください。Tel: 026-235-7022 発行No: 00001

診断を希望される方は最終ページの申込書で
 お問合せ先：公益社団法人長野県建築士会 ☎026-235-0561
 又は長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室 ☎026-235-7022

住宅の省エネ改修には様々な助成制度が用意されています

利用できる助成制度の概要をご案内



住宅の省エネ改修工事を実施しようと考えている皆さん。その工事には補助金をはじめ低利な融資や税の優遇など、様々な助成制度が用意されています。一定の要件に適合する断熱改修工事や設備を設置することにより助成が可能となります。詳細は助成する関係団体や機関にお問い合わせください。

補助金や助成金

①既存住宅における断熱リフォーム支援事業

戸建 集合 全体 個別

最大120万円補助(補助対象経費の1/3以内)

断熱材、窓、ガラス、玄関ドアの高性能建材による断熱改修や家庭用蓄電システム等(以下の財団に登録あるいは指定する要件に該当する建材等が要件)の導入に補助

・住宅全体を改修する「トータル断熱」と居間だけを断熱改修する「居間だけ断熱」が選択可能

・集合住宅も対象(補助金額1戸当たり15万円上限)

問合せ先:(公財)北海道環境財団 ☎011-206-1573

Web情報:<http://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/index.html>

②次世代省エネ建材実証支援事業

戸建 集合 全体 個別

最大400万円補助(補助対象経費の1/2以内)

断熱パネルや潜熱蓄熱建材、断熱材、外窓等を使用した省エネ改修に補助。SII*に登録された製品であることが要件

・外張り断熱、内張り断熱、窓断熱の3区分から選択可能

・内張り断熱は集合住宅も対象

問合せ先:(一社)環境共創イニシアチブ(※SII)

Web情報:https://sii.or.jp/meti_material04/

③長期優良住宅化リフォーム推進補助金

戸建 集合 全体

最大250万円補助(補助対象経費の1/3以内等)

改修前にインスペクション実施と維持保全計画等を作成し、住宅の改修性能(必須要件:劣化対策・耐震・省エネ基準)と選択要件としての性能を満たす住宅に補助

・最大補助額のうちの50万円上乗せは「三世同居対応改修工事」、「若者・子育て世帯」等の4つのいずれかの場合に適用

・補助金は補助事業者(施工者等)に交付

問合せ先:国立研究開発法人建築研究所 長期優良住宅化リフォーム

推進事業評価室 ☎03-5805-0522

Web情報:https://www.kenken.go.jp/chouki_r/

戸建 一戸建て住宅に適用 全体 住宅全体の省エネ改修に適用

集合 マンション・アパート等に適用 個別 部分的な省エネ改修に適用

補助制度の詳細は「住宅の補助金・減税・優遇制度オールガイド」に掲載されています。<https://www.sumai-fun.com/money/>

記載内容は令和4年度の制度です。制度は毎年改正されています。

[省エネ改修助成工事例]



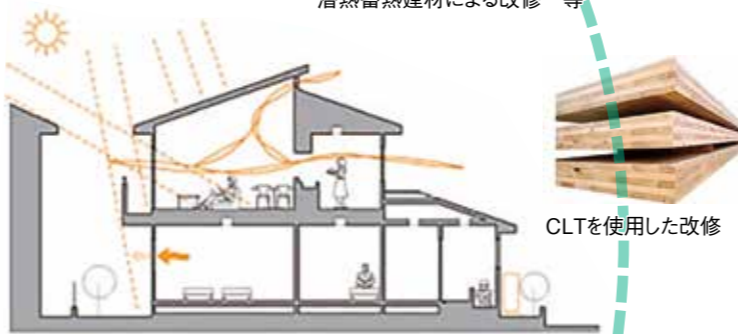
断熱サッシ(ガラス)への改修



断熱パネルによる省エネ改修 潜熱蓄熱建材による改修 等



壁・床・天井の断熱改修



CLTを使用した改修



太陽熱発電システム設置工事



太陽熱温水器設置工事



エネファーム等の設備機器設置 地中熱利用の設備設置 等

税の優遇措置

最大67.5万円控除 所得税減税(投資型:ローン以外)

一定の省エネ改修工事を行った場合、最大で62.5万円(太陽光発電設備設置は+5万円)1年間控除

最大140万円控除 所得税減税(10年以上ローン該当)

省エネ改修ほか、一定の要件に該当する工事を行い10年以上償還を行う場合、毎年末のローン残高の0.7%を最大10年間控除

税額の1/3減額 固定資産税の軽減

一定の省エネ改修工事を行った場合、税額の1/3を1年間減額

※税制の詳細問合せ先:(一社)住宅リフォーム推進協議会

Web情報:<http://www.j-reform.com>

上記以外に不動産取得税、登録免許税、贈与税の優遇措置があります。

補助金や助成金

④信州健康ゼロエネ住宅助成金(リフォームタイプ)

戸建 全体 個別

最大100万円助成(補助対象経費の20%以内)

県内事業者が施工する以下のいずれかの省エネ改修工事の補助

・大規模改修:信州健康ゼロエネ住宅指針の最低基準適合

・部分改修:次のいずれかを実施する断熱改修(必須事項)

①浴室及び脱衣室又は寝室を改修(壁、天井、床、外窓)

②住宅の外気等に接するすべての窓の改修

問合せ先:長野県建設部建築住宅課 ☎026-235-7339

Web情報:

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenkozeroene/joseikin.html>

⑤こどもみらい住宅支援事業(令和4年新規事業)

戸建 全体 個別

最大60万円補助(工事内容ごとに設定された金額合計)

次のいずれかの省エネ改修(必須事項)を行う場合に補助

①開口部の断熱改修

②外壁・屋根等の断熱改修

③エコ住宅設備の設置

・子育て世帯又は若夫婦世帯は最大60万円補助

・上記以外で省エネ改修工事実施で30万円まで補助

問合せ先:こどもみらい支援事業事務局 ナビダイヤル0570-033-522

Web情報:<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

⑥市町村による省エネ改修工事への助成

助成金額や条件等は市町村で異なります

省エネ改修工事をはじめ太陽光発電システム、太陽熱温水器、雨水貯留槽等の設置に補助。以下の専用サイトから検索可能

専用サイト:地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度

Web情報:<http://www.j-reform.com/reform-support/>

低利融資制度

金利0.5%優遇 住宅金融支援機構融資

省エネ性能に応じて金利優遇。

フラット35リノベ[Aプラン:10年間 Bプラン:5年間 当初金利0.5%▲]

問合せ先:住宅金融支援機構 ☎0120-0860-35

Web情報:<http://www.flat35.com>

金利を優遇等 一般金融機関

省エネ住宅に対する金利を優遇(金融機関で異なります)。

各金融機関にお問い合わせください。